

世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金交付要綱

令和2年3月31日

31世工ネ施第72号

(通則)

第1条 この要綱は、地産地消型再生可能エネルギー利用の促進及び地域防災力の向上を図るため、区民が太陽光発電システムを利用して充電できる蓄電池システムを購入するに当たり、その経費の一部について、世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、その交付については、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー(太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。)その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (2) 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。)に加え、インバーター等の電力変換装置を備えた定置型のシステムをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(第5条第1号を除き、以下「補助事業」という。)は、蓄電池システムを区内の住宅(店舗、事務所等と兼用するものを含む。以下同じ。)又は集合住宅の共用部分のために使用する電力を供給するために設置し、使用するために購入することとし、次の全てに該当する太陽光発電システムを当該蓄電池システムの設置に併せて導入し、又は既に導入していることを要件とする。ただし、蓄電池システムの設置工事については、補助事業としない。

- (1) その太陽光発電システムを構成するモジュールが、次のア又はイのいずれかの機関からの認証を受けていること。ただし、既に太陽光発電システムを導入している場合であって、別表第1の左欄に掲げる実施主体が実施した同表の右欄に定める事業の対象となっていた場合は、当該認証については不要とする。
 - ア 一般財団法人電気安全環境研究所
 - イ 国際電気標準会議の IEC61730 制度に加盟する海外認証機関
- (2) その太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する住宅の住居の用に供する部分(集合住宅の共用部分のために使用する電力を供給するために設置する場合を含む。)で使用するものであること。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内に住所を有する個人であって、その住居に自ら居住し、又はこれを新築し、若

しくは改築して居住しようとしていること。

- (2) 前号の住居を自ら所有している、若しくは所有しようとしている者であること又はその所有者から蓄電池システムの設置について承諾を得ていること。
- (3) 自己の責任において蓄電池システムを購入し、適切にその管理をすることができること。
- (4) 納付すべき区民税を滞納していない者。

2 前項第1号の規定にかかわらず、集合住宅の共用部分のために使用する電力を供給するために購入する場合にあっては、同号中「個人」とあるのは「当該集合住宅の管理組合（賃貸用集合住宅にあっては、所有者）」と読み替えて適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) これまでに本補助金又は世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金の交付を受けている世帯のもの

（対象機器）

第5条 補助金の交付の対象となる蓄電池システムは、次に掲げる要件を満たす未使用品であること。ただし、個人売買により購入したものは、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 国が平成28年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電池システムであること。
- (2) その蓄電池システムにより供給される電力を、原則として、その住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーターその他これに類する設備を含む。）で使用するものであること。

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付額は、蓄電池システムを設置する住宅1戸当たり、蓄電池システムの初期実効容量（kWh）に1万円を乗じた額とし、5万円を上限とする。この場合において、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金交付申請）

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、蓄電池

システムの購入前までに次に掲げる書類を添付させた世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。ただし、申請者が個人である場合は第8号に掲げる書類の添付を、集合住宅の管理組合である場合は第6号及び第7号に掲げる書類の添付を要しないこととする。

- (1) 購入を予定している蓄電池システムに係る内訳が記載された見積書
- (2) 蓄電池システムの規格等が分かるカタログ等
- (3) 蓄電池システムの設置する前の現況写真
- (4) 蓄電池システムと太陽光発電システムとの接続図
- (5) 別表第2に掲げるいずれかの書類
- (6) 申請者の住所が確認できるものの写し
- (7) 特別区民税納税証明書
- (8) 管理組合の規約の写し、現在の理事長が選任されたことを確認できる書類の写し及び蓄電池システムの購入に係る管理組合の総会の決議書又はそれに代わるものの写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が審査に必要と認めるもの

（補助金交付の条件）

第8条 区長は、補助金の交付決定に当たっては、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 蓄電池システムは、立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。また、区長が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
- (2) 蓄電池システムは、他の者に転売し、又は貸与してはならないこと。
- (3) 蓄電池システムの設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用にかかる情報等について、区長が報告を求めたときは、これに応じること。
- (4) 区長の指定する者が蓄電池システムの稼働状況の調査を行う場合は、これに協力すること。
- (5) 区長が必要な資料、情報等を求めたときは、区長の指定する期日までに当該資料、情報等を提供すること。
- (6) 蓄電池システムの設置は、交付決定通知を受けた年度の3月10日までに完了すること。

（交付の決定及び通知）

第9条 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金不交付通知書（第3号様式）により、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。

（補助事業の変更の承認）

第10条 区長は、前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ世田谷区定置型蓄電

池システム購入費補助事業変更・中止承認申請書（第4号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容変更又は中止を承認したときは、その旨を世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金補助事業変更・中止承認書（第5号様式）により、当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告）

第11条 区長は、対象機器の設置が第8条第6号に規定する期間内に完了することができずと見込まれるときは、速やかに補助事業者へ世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金補助事業事故報告書（第6号様式）により報告させなければならない。

（実績報告）

第12条 区長は、補助事業者が対象機器の設置を完了したときは、速やかに補助事業者へ次に掲げる書類を添付させた世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金補助事業実績報告書（第7号様式）を提出させなければならない。

（1）対象機器の購入に係る内訳が記載された領収書の写し

（2）対象機器の設置完了後の写真

（3）第3条第1項の要件に適合している太陽光発電システムの設置が確認できる写真

（4）前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

- 2 区長は、前項の規定による報告を、補助金の交付決定をした年度の3月20日までに提出させなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容及び要件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金交付額確定通知書（第8号様式。次条において「確定通知書」という。）により、補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の請求）

第14条 区長は、確定通知書を受けた補助事業者に対して、世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金交付請求書（第9号様式。次項において「請求書」という。）を提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第15条 区長は、第13条の規定による審査の結果、補助事業が補助金の交付決定内容及び要件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金

補助事業是正命令通知書（第 10 号様式）により命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第 16 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
 - （3） 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。
- 3 区長は、前 2 項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者に世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金交付決定取消通知書（第 11 号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 17 条 区長は、前条の規定より補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を当該補助事業者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 18 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 19 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 20 条 第 18 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(財産の処分の制限)

第 21 条 区長は、補助事業者が対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該対象機器を処分しようとするときは、当該補助事業者が世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金補助事業補助金財産処分承認申請書(第 12 号様式)によりあらかじめ申請をさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、その旨を世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金財産処分承認書(第 13 号様式)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

実施主体		事業
1	世田谷区	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金
2	株式会社世田谷サービス 公社	せたがやソーラーさんさん事業(平成 24 年度から平成 26 年度まで)

別表第 2 (第 7 条関係)

第 3 条第 1 号の規定に適合することを証明する書類(いずれか 1 つ)	
1	太陽光モジュールの型番を証するもの
2	世田谷区住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金の交付決定通知書の写し
3	株式会社世田谷サービス公社が実施したせたがやソーラーさんさん事業により導入したことを証するもの
4	再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていることを証するもの(売電明細等)